

告示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新井伸二

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

一般国道 百四十号

秩父郡皆野町大字下田野地先から秩父市大滝地先まで

〃

秩父郡長瀨町大字矢那瀬地先から同郡皆野町大字皆野地先まで

〃 二百九十九号

秩父郡小鹿野町河原沢地先から同郡横瀬町大字芦ヶ久保地先まで

県道 皆野両神荒川線

秩父市下吉田地先から同市荒川贄川地先まで

〃

秩父郡小鹿野町小鹿野地先から同郡同町小鹿野地先まで

〃 秩父荒川線

秩父市久那地先から同市久那地先まで

〃 秩父上名栗線

秩父市本町地先から同市日野田町地先まで

〃 小鹿野影森停車場線

秩父郡小鹿野町小鹿野地先から同郡同町小鹿野地先まで

〃

秩父郡小鹿野町長留地先から秩父市久那地先まで

〃

秩父市久那地先から同市上影森地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日